

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第三号の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十一条第八項第三号ニの農林水産大臣の指定する有効石灰	可溶性石灰
規則第十一条第八項第三号ニの農林水産大臣の指定する有効苦土	可溶性苦土
規則第十一条第八項第三号ホの農林水産大臣の指定する有効石灰	可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰
規則第十一条第八項第三号への農林水産大臣の指定する有効けい酸	可溶性けい酸、水溶性けい酸
規則第十一条第八項第三号トの農林水産大臣の指定する有効苦土	可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土
規則第十一条第八項第三号チの農林水産大臣の指定する有効マンガン	可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン
規則第十一条第八項第三号リの農林水産大臣の指定する有効ほう素	く溶性ほう素、水溶性ほう素
規則第十一条第八項第三号ヌの農林水産大臣の指定する有効硫黄	可溶性硫黄

附 則

（施行期日）

- この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。  
(肥料の品質の確保等に関する法律施行令第二条の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件の廃止)
- 昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十五号（肥料の品質の確保等に関する法律施行令第二条の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件）は、廃止する。